

森林整備加速化・林業再生事業（新規）
（緑の産業再生プロジェクト）

【 1 2 3 , 8 4 4 百万円】

対策のポイント

都道府県に基金を造成し、定額助成方式による間伐及び路網整備、伐採から搬出・利用の一貫した取組による間伐材のフル活用、地域木材・木質バイオマスの利用を地域で一体的に進めます。

- ・京都議定書の森林吸収目標の達成に向け、間伐の推進を図っています。
- ・この間伐の促進と間伐材の有効利用のためには、林内路網の整備や高性能林業機械の導入等により、間伐コストを低減することが必要です。
- ・同時に、木材・木質バイオマスの需要拡大、間伐材の安定供給維持のためのシステムを構築することが必要です。
- ・このため、これらの総合的な取組を支援します。

政策目標

2007年～2012年の6年間で330万haの間伐の推進を図ります。
間伐材の徹底した活用による林業・木材産業の再生を図ります。

< 内容 >

都道府県に基金を造成し、地方公共団体、森林組合等の林業事業体・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者等の幅広い関係者からなる協議会による地域の創意工夫を活かした以下のような事業の組合せによる総合的な取組に要する経費に対し支援を行います。

- ・間伐及び路網整備（定額助成）、森林境界の明確化並びに侵入竹の除去など里山再生の取組
- ・間伐材のフル活用を図るための利用拡大に対応した、製材施設・バイオマス利用施設・高性能林業機械等の整備、木質バイオマスや間伐材の流通円滑化の取組
- ・学校の武道場や社会福祉施設など公共施設等での地域材利用の取組

< 補助率 >

定額、1 / 2 等（都道府県に基金を造成）

定額助成事業については、工夫次第で森林所有者等の自己負担なしでの実行が可能です。また、地方公共団体による上乘せも可能です。なお、今回の対策では、地方負担について軽減措置が講じられます。

< 事業実施主体 >

地方公共団体、森林組合等の林業事業体・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者等からなる協議会

個々の事業を実施するのは、協議会のメンバーである林業事業体等となります。

担当課：林野庁 計 画 課（03 - 6 7 4 4 - 2 3 0 0（直））
経 営 課（03 - 3 5 0 2 - 8 0 5 5（直））
木材産業課（03 - 3 5 0 2 - 8 0 6 2（直））
木材利用課（03 - 6 7 4 4 - 2 2 9 7（直））
整 備 課（03 - 6 7 4 4 - 2 3 0 3（直））